

第2021-012号

令和3年12月25日

関係各位

特定非営利活動法人  
福岡県ライフセービング協会  
理事長 田原 幸佑

### 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則の運用について（通知）

「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則（令和3年規則第2号）」を本日交付（令和4年1月1日施行）しました。

当該規則は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われたことに対応するものです。

この規則により、当法人の「帳簿書類等の保存方法」を別表の通り運用します。

本通知は、令和4年1月1日施行とします。

以上

## 帳簿書類等の保存方法

種類	方法	綴	HDD
帳簿(仕訳帳、現金出納帳など)	PC 作成	出力した紙【 <b>原本</b> 】	オリジナルデータ【 <b>参考</b> 】
	手書き作成	オリジナルの紙【 <b>原本</b> 】	スキャンデータ【 <b>参考</b> 】
書類(貸借対照表、活動計算書、領収書など)	PC 作成	出力した紙【 <b>原本</b> 】	オリジナルデータ【 <b>参考</b> 】
	受領	オリジナルの紙【 <b>原本</b> 】	スキャンデータ【 <b>参考</b> 】
電子取引(契約書、領収書、請求書など)		出力した紙【 <b>参考</b> 】	オリジナルデータ【 <b>原本</b> 】

※ 綴、データともに永年保存（法的には7年保存義務）

※ 緑字は、帳簿書類等としては認められないが、参考保存

※ 橙字は、タイムスタンプ・システム・事務手続規定が整っていないが、参考保存

※ 赤字は、各帳簿書類等の原本保存